

※内容については、12月16日現在の情報を掲載しています。
イベントなどについて、中止や延期、内容などが変更とな
っている場合がありますので、ご注意ください。

くらしのガイド

市や国、道からのお知らせ



くらしと 住まい



防災行政無線などの 情報伝達訓練を実施します

実際の災害と間違われないう
ご注意ください。また、状況
により中止することがあります。
日時 1月22日(水)14時ごろ
※聞き逃し確認(☎0193)
総務G(☎01130)

1月は償却資産(固定資 産税)の申告月です

事業用の資産(償却資産)は
固定資産税の対象で、毎年1月
1日現在、償却資産をお持ちの
方は申告が必要です。
詳しくは問い合わせ
してください。



問 申告期限 1月31日(金)
税務G(☎01155)

20歳から国民年金の 加入がスタートします

20歳以上60歳未満の方は、加
入が義務付けられています。
老後の生活保障だけではなく、
病気やけがで障害が残ったとき
や亡くなったときなど、万一の
ことに備えて加入者同士が互い
に支え合う制度です。

●加入者の種別

①第1号被保険者：学生や自営
業者など第2号・第3号被保
険者に該当しない方

②第2号被保険者：会社員や公
務員など厚生年金に加入して
いる方

③第3号被保険者：第2号被保
険者に扶養されている配偶者

●加入手続き

①の方 市役所か年金事務所
で手続きが必要です。
※20歳になった方は、20歳にな
ってから2週間をめどに日本
年金機構から、国民年金に加

入したことの知らせが届き
ますので、手続きは不要です。
②の方 勤務先で加入手続きを
するので手続きは不要です。
③の方 第2号被保険者の勤務
先を通して加入手続きをして
ください。
※学生や収入が少なく保険料の
納付が困難な場合は、『学生
納付特例』や『納付猶予制度』
『免除制度』がありますので
ご相談ください。

問 年金・長寿医療G
(☎02137)

税務署からのお知らせ

●法定調書の提出について

令和6年分の『給与所得の源
泉徴収票等の法定調書』、『給
与所得の源泉徴収票等の法定調

書合計表』は所轄税務署長へ、
『給与支払報告書(個人別明細
書・総括表)』、『退職所得の
特別徴収票』などは受給者の住
所地の市区町村長へ、それぞれ
提出してください。

また、法定調書の種類ごとに、
前々年に提出した調書の枚数が
100枚以上の場合は、e-Tax
などによる提出が必要です。

提出期限 1月31日(金)

問 法定調書関係：室蘭税務署
(☎04151)

給与支払報告書関係：税務G
(☎01155)

●書かない確定申告！マイナ
ン
バーカードとスマホを使って
自宅からe-Tax

マイナナンバーカードとスマ
ートフォンがあれば、e-Tax
で申告ができます。

忘れずに納めましょう 納期限は1月31日(金)です

納付には、口座振替やコンビニ
エンスストア払い、スマートフォ
ン決済(PayPay、LINEPay)、ク
レジットカード納付が便利です。

- ①市道民税(第4期)
- ②国民健康保険税(第8期)
- ③介護保険料(第7期)
- ④後期高齢者医療保険料(第7期)

※スマートフォン決済やクレジ
ットカード納付では領収証は発行
されません。

問い合わせ

- ①税務グループ(☎01155)
- ②国民健康保険グループ
(☎01771)
- ③高齢・介護グループ
(☎05720)
- ④年金・長寿医療グループ
(☎02137)

消防力の強化を進めています 令和7年4月新消防庁舎供用開始

問い合わせ 消防本部総務グループ(☎09611)

富岸町に建設中の新消防庁舎に、消防車両が安全かつ速やかに
出動するために付近通行車両や歩行者に消防車両の出動を事前に
知らせる『出動表示灯』を設置し、仮運用を開始する3月28日(金)
から使用します。

新消防庁舎の供用開始に伴い、現在の消防署警別支署の機能は
4月以降新消防庁舎へ移転しますが、引き続き消防団車両を配置
し、地域防災の要である消防団警別分団の拠点として活用します。



詳しくは、国税庁
ホームページを
ご覧ください。

問 ①05901)をご利用ください。
また、申告に関する相談は国
税相談専用ダイヤル(☎0570
室蘭税務署(☎04151)



1月10日は『110番の日』 緊急通報は110番、相談電話は#9110番に